

裁判員の参加する刑事裁判に関する法律の一部を改正する法律案新旧対照条文

(傍線部分は改正部分)

○ 裁判員の参加する刑事裁判に関する法律(平成十六年法律第六十三号)

改正案	現行
<p>(対象事件及び合議体の構成)</p> <p>第二条 地方裁判所は、次に掲げる事件については、次 条又は第三条の二の決定があつた場合を除き、この法 律の定めるところにより裁判員の参加する合議体が構 成された後は、裁判所法第二十六条の規定にかかわら ず、裁判員の参加する合議体でこれを取り扱う。</p> <p>一 死刑又は無期の懲役若しくは禁錮に当たる罪に係 る事件</p> <p>二 (略)</p> <p>2 5 7 (略)</p> <p>(対象事件からの除外)</p> <p>第三条 地方裁判所は、前条第一項各号に掲げる事件に ついて、被告人の言動、被告人がその構成員である団 体の主張若しくは当該団体の他の構成員の言動又は現 に裁判員候補者若しくは裁判員に対する加害若しくは その告知が行われたことその他の事情により、裁判員 候補者、裁判員若しくは裁判員であつた者若しくはそ の親族若しくはこれに準ずる者の生命、身体若しくは 財産に危害が加えられるおそれ又はこれらの者の生活 の平穩が著しく侵害されるおそれがあり、そのため裁 判員候補者又は裁判員が畏怖し、裁判員候補者の出頭 を確保することが困難な状況にあり又は裁判員の職務</p>	<p>(対象事件及び合議体の構成)</p> <p>第二条 地方裁判所は、次に掲げる事件については、次 条の決定があつた場合を除き、この法律の定めるとこ ろにより裁判員の参加する合議体が構成された後は、 裁判所法第二十六条の規定にかかわらず、裁判員の参 加する合議体でこれを取り扱う。</p> <p>一 死刑又は無期の懲役若しくは禁錮に当たる罪に係 る事件</p> <p>二 (略)</p> <p>2 5 7 (略)</p> <p>(対象事件からの除外)</p> <p>第三条 地方裁判所は、前条第一項各号に掲げる事件に ついて、被告人の言動、被告人がその構成員である団 体の主張若しくは当該団体の他の構成員の言動又は現 に裁判員候補者若しくは裁判員に対する加害若しくは その告知が行われたことその他の事情により、裁判員 候補者、裁判員若しくは裁判員であつた者若しくはそ の親族若しくはこれに準ずる者の生命、身体若しくは 財産に危害が加えられるおそれ又はこれらの者の生活 の平穩が著しく侵害されるおそれがあり、そのため裁 判員候補者又は裁判員が畏怖し、裁判員候補者の出頭 を確保することが困難な状況にあり又は裁判員の職務</p>

の遂行ができずこれに代わる裁判員の選任も困難であると認めるときは、検察官、被告人若しくは弁護人の請求により又は職権で、これを裁判官の合議体で取り扱う決定をしなければならない。

2
5 6 (略)

第三条の二 地方裁判所は、第二条第一項各号に掲げる事件について、次のいずれかに該当するときは、検察官、被告人若しくは弁護人の請求により又は職権で、これを裁判官の合議体で取り扱う決定をしなければならない。

一 公判前整理手続による当該事件の争点及び証拠の整理を経た場合であつて、審判に要すると見込まれる期間が著しく長期にわたること又は裁判員が出頭しなければならぬと見込まれる公判期日若しくは公判準備が著しく多数に上ることを回避することができないときにおいて、他の事件における裁判員の選任又は解任の状況、第二十七条第一項に規定する裁判員等選任手続の経過その他の事情を考慮し、裁判員の選任が困難であり又は審判に要すると見込まれる期間の終了に至るまで裁判員の職務の遂行を確保することが困難であると認めるとき。

二 第二条第一項の合議体を構成する裁判員の員数に不足が生じ、かつ、裁判員に選任すべき補充裁判員がない場合であつて、その後の審判に要すると見込まれる期間が著しく長期にわたること又はその期間中に裁判員が出頭しなければならぬと見込まれる公判期日若しくは公判準備が著しく多数に上ることを回避することができないときにおいて、他の事件

の遂行ができずこれに代わる裁判員の選任も困難であると認めるときは、検察官、被告人若しくは弁護人の請求により又は職権で、これを裁判官の合議体で取り扱う決定をしなければならない。

2
5 6 (略)

(新設)

における裁判員の選任又は解任の状況、第四十六条第二項及び同項において準用する第三十八条第一項後段の規定による裁判員及び補充裁判員の選任のための手続の経過その他の事情を考慮し、裁判員の選任が困難であり又は審判に要すると見込まれる期間の終了に至るまで裁判員の職務の遂行を確保することが困難であると認めるとき。

2| 前条第二項、第三項、第五項及び第六項の規定は、前項の決定及び同項の請求を却下する決定について準用する。

3| 第一項の決定又は同項の請求を却下する決定をするには、あらかじめ、当該第二条第一項各号に掲げる事件の係属する裁判所の裁判長の意見を聴かなければならない。

(辞退事由)

第十六条 次の各号のいずれかに該当する者は、裁判員となることについて辞退の申立てをすることができる。

一〜七 (略)

八 次に掲げる事由その他政令で定めるやむを得ない事由があり、裁判員の職務を行うこと又は裁判員候補者として第二十七条第一項に規定する裁判員等選任手続の期日に出頭することが困難な者

イ〜ニ (略)

ホ 重大な災害により生活基盤に著しい被害を受け、その生活の再建のための用務を行う必要があること。

(非常災害時における呼出しをしない措置)

(辞退事由)

第十六条 次の各号のいずれかに該当する者は、裁判員となることについて辞退の申立てをすることができる。

一〜七 (略)

八 次に掲げる事由その他政令で定めるやむを得ない事由があり、裁判員の職務を行うこと又は裁判員候補者として第二十七条第一項に規定する裁判員等選任手続の期日に出頭することが困難な者

イ〜ニ (略)

(新設)

第二十七条の二 裁判所は、前条第一項本文の規定にかかわらず、第二十六条第三項の規定により選定された裁判員候補者のうち、著しく異常かつ激甚な非常災害により、郵便物の配達若しくは取集が極めて困難である地域又は交通が途絶し若しくは遮断された地域に住居を有する者については、前条第一項の規定による呼出しをしないことができる。

(裁判員候補者の追加呼出し)

第二十八条 (略)

2 第二十六条第三項及び第四項、第二十七条第一項ただし書及び第二項から第六項まで並びに前条の規定は、前項の場合に準用する。この場合において、第二十六条第三項中「前項の規定により定められた員数」とあるのは、「裁判所が必要と認めた員数」と読み替えるものとする。

(裁判員等選任手続の方式)

第三十三条 (略)

2 (略)

3 裁判員等選任手続は、第三十四条第四項及び第三十六条第一項の規定による不選任の決定の請求が裁判員候補者の面前に行われないうにすることその他裁判員候補者の心情に十分配慮して、これを行わなければならない。

4 (略)

(被害者特定事項の取扱い)

第三十三条の二 裁判官、検察官、被告人及び弁護人は、刑事訴訟法第二百九十条の二第一項又は第三項の決定があつた事件の裁判員等選任手続においては、裁判

(新設)

(裁判員候補者の追加呼出し)

第二十八条 (略)

2 第二十六条第三項及び第四項並びに前条第一項ただし書及び第二項から第六項までの規定は、前項の場合に準用する。この場合において、第二十六条第三項中「前項の規定により定められた員数」とあるのは、「裁判所が必要と認めた員数」と読み替えるものとする。

(裁判員等選任手続の方式)

第三十三条 (略)

2 (略)

3 裁判員等選任手続は、次条第四項及び第三十六条第一項の規定による不選任の決定の請求が裁判員候補者の面前に行われないうにすることその他裁判員候補者の心情に十分配慮して、これを行わなければならない。

4 (略)

(新設)

員候補者に対し、正当な理由がなく、被害者特定事項（同条第一項に規定する被害者特定事項をいう。以下この条において同じ。）を明らかにしてはならない。この条において同じ。）を明らかにしてはならない。

2| 裁判長は、前項に規定する裁判員等選任手続において裁判員候補者に対して被害者特定事項が明らかにされた場合には、当該裁判員候補者に対し、当該被害者特定事項を公にしてはならない旨を告知するものとする。

3| 前項の規定による告知を受けた裁判員候補者又は当該裁判員候補者であった者は、裁判員等選任手続において知った被害者特定事項を公にしてはならない。

（裁判員等の任務の終了）
第四十八条 裁判員及び補充裁判員の任務は、次のいずれかに該当するときに終了する。

一 （略）

二 第三条第一項、第三条の二第一項又は第五条ただし書の決定により、第二条第一項の合議体を取り扱っている事件又は同項の合議体で取り扱うべき事件の全てを一人の裁判官又は裁判官の合議体で取り扱うこととなったとき。

第九十七条 （略）

2| 4 （略）

5 第一項の規定により選任予定裁判員を裁判員に選任する場合における第二十七条の二、第二十九条第一項及び第二項並びに第三十八条第一項の規定の適用については、第二十七条の二中「前条第一項本文」とあるのは「第九十七条第二項」と、「第二十六条第三項の

（裁判員等の任務の終了）
第四十八条 裁判員及び補充裁判員の任務は、次のいずれかに該当するときに終了する。

一 （略）

二 第三条第一項又は第五条ただし書の決定により、第二条第一項の合議体を取り扱っている事件のすべてを一人の裁判官又は裁判官の合議体で取り扱うこととなったとき。

第九十七条 （略）

2| 4 （略）

5 第一項の規定により選任予定裁判員を裁判員に選任する場合における第二十九条第一項及び第二項並びに第三十八条第一項の規定の適用については、第二十九条第一項及び第二項中「裁判員候補者」とあるのは「選任予定裁判員」と、「第三十八条第一項中「前条第一項」とあるのは「第九十七条第一項」とする。

条第一項に規定する選任予定裁判員」と、「前条第一項の」とあるのは「同条第二項の」と、「第二十九条第一項及び第二項中「裁判員候補者」とあるのは「選任予定裁判員」と、「第三十八条第一項中「前条第一項」とあるのは「第九十七条第一項」とする。